

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 規 則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

## 規 則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第十九号

#### 福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「、これに」を「及びこれに」に改め、「及び課に属する室」を削る。

第七条第一項の表総務部の項中「職員厚生課」を「職員業務課」に改め、同表企画調整部の項中「情報統計管理課 情報政策課」を「情報政策課 情報システム課」に改め、同条第三項中「置き、同課にフリースタイルスキー世界選手権大会支援室を附置する」を「置く」に改め、同条第五項の表行政経営課の項を次のように改める。

職員業務課

福利厚生室

第九条第二項中「置き、審査課に給与旅費室を附置する」を「置く」に改める。

「(庶務業務改革推進室)

第十条の表人事総室の項中 九 庶務業務の改革に関すること。

(人事課)

十 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事

を「(人事課)

九 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。」

に改め、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、「(職員厚生

課)

の福利厚生及び安全衛生に関すること。」を

十二 庶務業務の集中化及び効率化の推

十三 報酬、給料、職員手当等、共済費、

に係るものを除く。)並びに旅費に

進に関すること。

に改め、第二十号を第二十五号とし、第

恩給及び退職年金、賃金、報償費(物品購入

係る支出負担行為の確認に関すること。)

十七号から第十九号までを五号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「こと」の下に「(職員

業務課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第二十一号とし、同項第十

五号を同項第二十号とし、同号の前に次のように加える。

十七 地方職員共済組合及び職員の互助団体にに関すること(資格の取得等に関するも

のに限る。)

(福利厚生室)

十八 職員の福利厚生に関すること。

十九 職員の安全衛生に関すること。

第十条の表人事総室の項第十四号を同項第十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

十四 給与の支払事務の集中処理に関すること。

十五 旅費の計算事務の処理に関すること。

第十一条の表企画調整総室の項第六号を次のように改める。

六 高等教育機関との連携及び調整に関すること。

第十一条の表情報統計総室の項中「情報統計管理課」を「情報政策課」に改め、第二

号及び第三号を次のように改める。

二 情報政策の総合企画及び調整に関すること。

三 地域情報化に関すること。

第十一条の表情報統計総室の項中第四号を削り、

「(情報政策課)

四 電子県庁の推進に関すること。

五 ふくしま情報通信ネットワークシステムに関すること。」

に改め、第六号及び第七号を削り、同項第八号中「(他課の所掌に属するものを除く。)」

を削り、同号を同項第六号とし、同項中「(統計分析課) 九 統計の総合企画及び調整に関すること。」

「七 情報化研修に関すること。」を削り、同項中「(統計分析課) 八 統計の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十号を第九号とし、第十号を第十号とし、「(統計調査課) 十二 統計調査の実施及び公表に関すること。」を「(統計調査課) 十一 統計調査の実施及び公表に関すること。」に改め、同表文化スポーツ局の項中(フリース 十六 フリ

の体育施設に関すること。」を「十五 県営の体育施設に

タイルスキー世界選手権大会支援室) ー スタイルスキー世界選手権大会の支援に関すること。」に改める。

第十三条の表保健福祉総室の項第四号中「喜多方しのめ荘」を削り、同表自立支援総室の項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、「(子育て支援課) 十 少子化対策の総合企画及び調整に関すること。」を「(子育て支援課) 八 少子化対策の総合企画及び調整に関すること。」に改め、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同

号の次に次の二号を加える。

十一 保育所に関すること。

十二 保育士に関すること。

第十三条の表自立支援総室の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、同項第十六号中「障害児童福祉手当」を「障害児福祉手当」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中「(障がい福祉課) 十五 心身障害者(児)の福祉に関するこ

と。」を「(障がい福祉課) 十六 心身障害者(児)の福祉に関すること。」に改め、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同号の前に次の一号を加える。

十三 認定こども園に関すること。

第十三条の表健康衛生総室の項中第四十六号を第四十七号とし、第三十九号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、「(業務課) 三十八 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行に関すること。」を「(業務課) 三十九 薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の施行

に関すること。」に改め、第三十七号を第三十八号とし、第二十五号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 食の安全に係る総合調整に関すること。

第十四条の表商工労働総室の項第五号中「高等技術専門学校」を「テクノアカデミー及び高等技術専門学校」に、「国民宿舍翁島荘及び」を「並びに」に改める。

第十五条の表生産流通総室の項中第五号を削り、「(農産物流通課) 六 農林水産物の消費拡大及び流通促進に関すること。」を「(農産物流通課) 五 農林水産物の消費拡大及び流通促進に関すること。」に改め、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、「(水田畑

作課) 十 青果物の価格の安定に関すること。」に改める。

の振興に関すること。」を「(水田畑作課) 十一 稲作の振興に関すること。」に改める。

第十六条の表建築総室の項第十七号中「他グループ」を「他課」に改める。

第十七条の表第十三号中「及び給与旅費室」を削り、同表中「(給与旅費室) 十四 県費の支払事務の処理に関すること。」を「(給与旅費室) 十四 県費の支払事務の処理に関すること。」に改め、第十五号から第十七号までを削り、「(入札用度課) 十八 物品に係る事務の調整に関すること。」を「(入札用度課) 十五 物品に係る事務の調整に関すること。」に改め、第十九号を第十六号とし、第

二十号から第二十二号までを三号ずつ繰り上げ、「(工事検査課) 二十三 農林水産部及び土木部所管

工事の検査に関すること。」を「(工事検査課) 二十 農林水産部及び土木部所管工事の検査に関すること。」に改める。

第二十二条の表出納局に属する課に附置する室の項を削る。

第二十二條の二の表総合安全管理担当理事の項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(安全管理監) 第二十二條の三 前二條に規定するもののほか、安全管理監を置き、その職務は、知事の命を受け、安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関する事務を掌理し、総合安全管理室に所属する職員を指揮監督することとする。

第二十三條の見出しを「(企業誘致担当課長)」に改め、同条中「前二條」を「前三條」に、「商工労働部に、企業誘致担当参事」を「商工労働部産業振興総室企業立地課に、企業誘致担当課長」に、「商工労働部長(商工労働部に企業誘致を担当する理事が置かれる場合にあつては、当該理事)」を「上司」に改める。

第二十三條の二中「前三條」を「前四條」に、「観光交流局」を「観光交流局空港

交流課に」に、「観光交流局長」を「上司」に改める。  
第二十四条の表を次のように改める。

総務部主幹	総務部財務総室総務課主幹
総務部人事総室総括主幹	総務部人事総室職員研修課主幹
総務部文書管財総室総括主幹	総務部文書管財総室文書法務課主幹
総務部市町村総室総括主幹	総務部市町村総室市町村行政課主幹
企画調整部長	過疎・中山間地域振興担当理事
企画調整部主幹	企画調整部企画調整総室企画調整課主幹
企画調整部地域づくり総室総括主幹	企画調整部地域づくり総室地域政策課主幹
企画調整部情報統計総室総括主幹	企画調整部情報統計総室情報政策課主幹
企画調整部文化スポーツ局総括主幹	企画調整部文化スポーツ局文化振興課主幹
生活環境部主幹	生活環境部生活環境総室生活環境総務課主幹
生活環境部企画主幹	
生活環境部県民安全総室総括主幹	生活環境部県民安全総室消防保安課主幹
生活環境部環境共生総室総括主幹	生活環境部環境共生総室環境共生課主幹
生活環境部環境保全総室総括主幹	生活環境部環境保全総室一般廃棄物課主幹
保健福祉部長	子ども施策担当理事
保健福祉部主幹	保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課主幹
保健福祉部企画主幹	

保健福祉部生活福祉総室総括主幹	保健福祉部生活福祉総室社会福祉課主幹
保健福祉部自立支援総室総括主幹	保健福祉部自立支援総室児童家庭課主幹
保健福祉部健康衛生総室総括主幹	保健福祉部健康衛生総室健康増進課主幹
商工労働部観光交流局長	空港担当理事
商工労働部主幹	商工労働部商工労働総室商工総務課主幹
商工労働部企画主幹	
商工労働部産業振興総室総括主幹	商工労働部産業振興総室企業立地課主幹
商工労働部観光交流局総括主幹	商工労働部観光交流局観光交流課主幹
農林水産部主幹	農林水産部農林水産総室農林総務課主幹
農林水産部企画主幹	農林水産部農林水産総室農林企画課主幹
農林水産部農業支援総室総括主幹	農林水産部農業支援総室農業振興課主幹
農林水産部生産流通総室総括主幹	農林水産部生産流通総室農産物安全課主幹
農林水産部農村整備総室総括主幹	農林水産部農村整備総室農村計画課主幹
農林水産部森林林業総室総括主幹	農林水産部森林林業総室森林計画課主幹
土木部主幹	土木部土木総室土木総務課主幹
土木部企画主幹	土木部企画技術総室土木企画課主幹
土木部道路総室総括主幹	土木部道路総室道路計画課主幹
土木部河川港湾総室総括主幹	土木部河川港湾総室河川計画課主幹
土木部都市総室総括主幹	土木部都市総室都市計画課主幹

土木部建築総室総括主幹	土木部建築総室建築住宅課主幹
出納局主幹	出納局出納総務課主幹

第二十六条の表地方振興局の部中

次長	地方振興局長を補佐し、地方振興局を整理する。
主幹(文化スポーツ担当)	局長の命を受け、文化及びスポーツの事務を掌理する。

の事務  
に  
関  
す  
を  
次  
長  
地方振興局長を補佐し、地方振興局の事務を整理する。  
に改める。

第二十七条の表出先機関(出先機関の出張所等を含む。)の内部組織の部ハイテクプラザの部の項の次に次のように加える。

テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	校 長	上司の命を受け、短期大学の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	校 長	上司の命を受け、開発校の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

第三十条第一項の表会津保健福祉事務所会津坂下支所長の項を次のように改める。

テクノアカデミー郡山校長	テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長
テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長	テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校長

第三十条第一項の表相双保健福祉事務所浪江支所長の項を削り、同条第二項の表会津保健福祉事務所会津坂下支所の項及び相双保健福祉事務所浪江支所の項を削る。

一 会津若松 一 会津若

別表第一の四の表福島県会津保健福祉事務所の項中

多 河	喜多 河	松市 耶麻郡 大沼郡	喜多 河	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	総務企画部 健康福祉部 生活衛生部	健康福祉部 生活衛生部	健康福祉部 生活衛生部	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
総務課 地域支援課 保健福祉課 生活保護課 健康増進課 医療薬事課 衛生推進課	総務課 地域支援課 保健福祉課 生活保護課 健康増進課 医療薬事課 衛生推進課	生活衛生部	生活衛生部	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
に改め、同表福島県相双保健福祉事務所の項中					

江支所	江町	南相馬市 相馬市 双葉郡 相馬郡	南相馬市 相馬市 双葉郡 相馬郡	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
双葉郡浪	江町	南相馬市 相馬市 双葉郡 相馬郡	南相馬市 相馬市 双葉郡 相馬郡	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
生活衛生部	生活衛生部	生活衛生部	生活衛生部	会津若松市 会津若松市 方市 沼郡 大沼郡	市 沼郡
に改め、同表福島県相双保健福祉事務所の項中					



専門校の項から福島県立浜高等技術専門校の項までの分掌事務の欄第二号を次のように改める。

二 地域の産業人材育成に関すること。

別表第一の五の表福島県ハイテクプラザの項中「企画連携部」を「企画連携部」に、「連携支援科」を「産学連携科」に、「研究開発部」を「技術開発部」に、「電子・情報科」を「プロジェクト研究科」に改め、別表第一の六の表中

「業能力開発校」

課、科又は係

福島県田村ほ場整備事務所	田村郡三春町	田村市	田村郡	工管
福島県会津南部ほ場整備事務所	会津若松市	会津若松市	河沼郡(会津坂下町及び湯川村に限る。)	工管
会津若松市	会津若松市	河沼郡(会津坂下町及び湯川村に限る。)	大沼郡会津美里町	工管

課、科、学  
科又は係

に、

福島県会津南部ほ場整備事務所

会津若松市

会津若松市 河沼郡(会津坂下町及び湯川村に限る。)

大沼郡会津美里町

管理係  
工事係

に改め、別表第一の七の表福島県中建設事務所の項中「ダム建設課」を「ダム建設課」に改め、同表福島県津若松建設事務所の項及び福島県いわき建設事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防課」に改める。

別表第三の二の表福島県公務災害補償等認定委員会の項を削り、同表福島県公務災害補償等審査会の項中「県議会の議員その他の非常勤の職員」の公務災害補償等に関する条例の下に「(昭和四十二年福島県条例第四十五号)」を加え、「総務部人事総室職員厚生課」を「総務部人事総室職員業務課」に改め、同項の次に次のように加える。

福島県公務災害補償等認定委員会	県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第四十二条の規定による公務上の災害又は通動による災害の認定に関する事項の調査審議に関すること。	総務部人事総室職員業務課 福利厚生室
-----------------	--	-----------------------

別表第三の二の表福島県公務災害補償等認定委員会の項中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

専門技術管理員

上司の命を受け、技術審査及び品質確保に関する事務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の表自立支援総室の項第十六号及び第十六条の改正規定並びに別表第三の二の表及び別表第三の二の表福島県議事審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)